

加盟団体 各位

公益財団法人 東京都柔道連盟
会 長 関 根 忍
(公印省略)

65 歳を超えた審判員の公認賠償責任保険の加入について

平素より、柔道の普及発展にご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、「65 歳を超えた審判員」の公認審判員賠償責任保険の平成 30 年度における加入について全日本柔道連盟より依頼文がございました。

東京都柔道連盟では、65 歳を超えた公認審判員には審判を御願いしておりませんが、各加盟団体内の開催する大会で、どうしても 65 歳を超えた審判員が審判を行わなければならない場合は、別紙のとおり「公認審判員賠償責任保険」に加入することになっております。

つきましては、貴団体内で審判員の「適正」を判断し、なおかつ所属柔道会会長の推薦を頂いた該当者がございましたら、別紙回答書により、6 月 22 日（金）迄に東京都柔道連盟にお申込み願います。

なお、平成 30 年度の保険料は 210 円となっておりますので、各加盟団体は人数分の費用を添え、お申込み願います。

【添付書類】

- ① 依頼文書 1 枚
- ② 回答書 1 枚

※ 顧問審判員を取得されている方もこの制度に該当します。ご注意ください。

以 上